

## 入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

#### 2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合せ先：〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

国立大学法人筑波大学病院総務部管理課  
電話番号 029-853-3646

#### 3 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月24日 13時30分
- (2) 場所 〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
筑波大学附属病院  
けやきアネックス棟3階305入札室

#### 4 入札方法

入札書には、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 5 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 医療関連サービスマーク認定を取得していること。
- (6) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。

## 6 事前提出書類

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、下記の期日までに提出すること。なお、本学職員から当該書類その他入札の公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

- (1) 競争参加資格の確認のための書類
  - ・令和8年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は、国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履行できることを証明する書類
  - ・会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ・業務案内書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ・標準作業書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ・検査の精度の確保に係る責任者等名簿・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ・再委託承諾申請書（別紙様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※業務の性質上、業務の全部又はその主たる部分を再委託することは認めない。
- (3) その他提出書類
  - ・参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ・医療関連サービスマーク認定証の写し・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ・上記5(6)に係る登録証等の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(注) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

- (4) 提出期限 令和8年3月19日 12時00分  
(郵送する場合には提出期限までに必着のこと)
- (5) 提出場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課

## 7 入札保証金及び契約保証金 免除する。

## 8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

## 9 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

## 10 落札者の決定方法

本契約は、価格交渉落札方式とする。

本公告に示した役務を履行できると分任契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し

た他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし, その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和8年3月12日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 平松 祐司

## 入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出日時 令和8年3月24日 13時30分  
場所 筑波大学附属病院 けやきアネックス棟 305 入札室
- 2 入札書は別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「3月24日開札 がんゲノムプロファイリング検査(造血器腫瘍又は類縁疾患)の入札書在中」と記載して提出すること。  
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「3月24日開札 がんゲノムプロファイリング検査(造血器腫瘍又は類縁疾患)の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入札書の提出期限までに送付すること。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
  - (1) 契約件名は仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
  - (2) 入札金額は算用数字を用いて明確に記載すること。
  - (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し押印すること。  
（ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印）
  - (4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書  
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
  - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
  - (2) 件名及び入札金額のない入札書
  - (3) 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
  - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
  - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
  - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
  - (8) 入札書提出期限までに到達しなかったもの

(9) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、分任契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

8 入札書には、1件あたりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

## 11 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。なお、落札者を決定するにあたっては、競争加入者の契約履行能力のほか、入札金額についても当該金額により契約の適正な履行が確保できるか否かの判断を行うため、最低価格の入札について、当該入札金額が予定価格の制限の範囲内であっても、予め分任契約担当役が設定した最低基準額を下回る場合には、当該最低価格の入札を行った者を直ちに落札者とはせず、分任契約担当役が必要な調査を行うこととする。

その結果、分任契約担当役が、当該入札者が契約の内容を適正に履行できると判断した場合には落札者とし、履行できないと判断した場合には、その他の入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって、最低価格の入札を行った者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

なお、分任契約担当役が調査を行うにあたり、当該入札者に対して事情聴取並びに資料の提出を求めることとなるので、これに応じるものとし、十分な協力が得られない場合には、当該入札者を落札者としません。

## 1.2 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・ 役務提供契約基準  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式
- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項について

## 仕様書

1. 件 名 がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）
2. 契約期間 自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日  
なお、令和9年度診療報酬改定が実施された場合であって、その適用月日が令和9年3月31日以降の場合は、令和9年度診療報酬改定日の前日まで契約期間を自動延長するものとする。
3. 業務内容 末梢血，骨髄液，組織又は体腔液より抽出したDNA及びRNA中の造血器腫瘍関連遺伝子変異の検出のための塩基配列情報の取得（造血器腫瘍又は類縁疾患の包括的なゲノムプロファイリング）を行う。
4. 予定件数 50件
5. 実施内容 別紙 委託手順書のとおり
6. 支 払 検査終了後，適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
7. 個人情報の取扱い
  - (1) 発注者及び請負者は，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき，次の事項を遵守するものとする。
    - ① 請負者は，個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また，業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
    - ② 請負者は，業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について，書面（別紙様式1）で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
    - ③ 請負者は，事前に発注者の承諾を得た場合に限り，委託業務を第三者に再委託（再委託先が請負者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において，請負者は，当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないように，必要な措置を講じなければならない。ただし，業務の性質上，業務の全部又は主たる部分を再委託することは認めない。
    - ④ 請負者は，上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には，再委託の内

容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で発注者に提出しなければならない。

- ⑤ 請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
  - ⑥ 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。
  - ⑦ 請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、請負者が上記(1)に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、請負者に重大な過失があったと認められる場合には、請負者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
  - (3) 発注者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、請負者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上原則として実地検査により確認するものとする。
  - (4) 上記(1)③により請負者から再委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を、請負者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
  - (5) 上記(4)は、請負者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

8. その他
- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は別途本学職員と協議し、契約を取り交わすものとする。
  - (2) 請負者は、プライバシーマーク又はI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
  - (3) 本契約に必要な細則は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
  - (4) その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

## 委託手順書

- 1 契約件名      がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）
- 2 委託部署      筑波大学附属病院 血液内科・小児内科
- 3 委託手順
  - ① 委託者は、被検者から本検査を求められた場合には、本検査を行うことを決めるに先立って、本検査の意義、実施方法、検査の限界、検査料金等について、十分な説明及びカウンセリングを行うものとする。
  - ② 委託者は上記説明及びカウンセリングに基づき、被検者等から申し込みを受けた場合に限り、受託者に対して本検査を依頼する。委託者は、受託者に本検査を依頼するときは、被検者等の自由意思によるインフォームドコンセントを確認した旨を明記した検査依頼書を作成する。
  - ③ 委託者が受託者に対し本検査を依頼するときは、検査依頼書と共に、採取された検体を良好な状態で受託者に引き渡す。
  - ④ 委託者は、所定の検体容器・輸送形式を用いて受託者に検体を引き渡す。
- 4 検査業務委託内容

薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンサー、及び解析ソフトウェアと組み合わせ使用。腫瘍部（新鮮検体（末梢血、骨髓液、組織、体腔液）又はホルマリン固定パラフィン包埋（以下、FFPE）（切片又はブロック））より抽出したDNA及びRNA、及び正常部（新鮮検体（口腔粘膜又は爪））より抽出したDNAを検体として、DNAライブラリの調製を行う。その後、次世代シーケンサーを用い、調製されたDNAライブラリの塩基配列決定を行う。解析ソフトウェアは、DNAライブラリの塩基配列決定により取得したFASTQファイルを解析し、造血器腫瘍遺伝子異常を検出する。
- 5 検査報告
  - ① 受託者は、検体受領後別途、受託者が自ら定める検査標準作業手順書に基づき速やかに検査実施のうえ、本検査の報告書を委託者に提出する。
  - ② 本検査実施の過程で、依頼書の記載内容不備、検体の状況による検査不能、異常値、その他の不都合が生じた場合は、その事由の如何を問わず委託者に対し速やかに通知する。
  - ③ 受託者は、本検査の結果について委託者以外の何人にも検査結果の開示を行わないこととする。
  - ④ 委託者は、被検者に検査結果の報告および担当医師の診断結果を説明するに当たり、

被検者に正しく理解させるよう慎重かつ十分なカウンセリングを施すものとする。

- ⑤ 委託者は、必要に応じ被検者等に対し診断に付随する他の検査結果等の情報を提供し、被検者が誤りのない判断ができるよう十分に配慮する。

## 6 再検査

委託者は、検査結果に疑義があるときはその旨受託者に連絡し、受託者はこれを受け直ちに調査を行い、再検査が必要と認められ、かつ可能な場合は再検査を行うものとする。

## 7 守秘義務

受託者は、本検査実施に際して業務上知り得た被検者の個人情報（プライバシー）に関わる事項を適切に管理する義務を負い、これを再委託先以外の第三者に漏洩してはならない。

## 8 検査にあたっては、以下の項目を満たすこと

### ① 検査体制の構築

本検査においては、臨床検体に対する事前検証試験などの十分な実務経験があること。これに則り、依頼から測定・報告までの一連の工程を、専用ポータルサイトを活用して滞りなく実施できる体制を整備すること。

### ② 証跡の提示対応

病院側から証跡の提示を求められた場合には、適切に対応し、速やかに提示可能な体制を整備すること。

### ③ 品質管理・問合せ対応

測定工程において発生する各種 QA/QC（品質管理）事項や問合せに対して迅速に対応し、検査不成立の低減を図る体制であること。

### ④ 専門人材の配置

（1）以下の人員を選任し配置すること。

- ・ 遺伝学に関するエキスパート
- ・ 臨床検査技師（病理分野）

（2）以下のいずれかの人員を選任し配置すること。

- ・ 認定遺伝カウンセラー
- ・ バイオインフォマティクス技術者認定者
- ・ ジェネティックエキスパート
- ・ ISO15189 審査員(分野 17 NGS 審査含)

### ⑤ 実臨床検体での検査経験

イルミナ社の CGP (Comprehensive Genomic Profiling) , WGS (全ゲノム解析) , WES (全エクソーム解析) のいずれかを用いた実臨床検体での解析の経験を十分に有して

いること。

⑥ 中間結果 (Fast track) 報告に関する要件

検査依頼の翌日を起算日とし、7～11日以内に中間結果の報告を行うこと。また、中間結果報告の最大所要日数が11日を超えないこと。

⑦ 検査費用請求に関する条件

使用試薬の添付文書に記載された核酸QC基準を満たさない検体については、本学附属病院の指示なしに以降の工程を進めず、費用請求は行わないこと。ただし、本学附属病院に対して検査続行可否を確認し、次工程へ進むか否かの判断に資する情報提供がなされた場合はこの限りではない。

⑧ 検体受託日と検査体制

受託可能日を月曜日から金曜日とし、祝日前日も検査受託が可能な体制を整備すること。ただし、本学附属病院が指定する受託禁止日がある場合には、これに従うこと。

⑨ 迅速な検査結果の返却に関する要件

造血器腫瘍は、腫瘍進展のスピードを踏まえ、固形がんの遺伝子パネル検査とは異なり、中間報告 (Fast track) の仕組みを導入していることから、これを踏まえて早期に結果を返却できる体制とすること。この観点から、検査の再委託は望ましくないものとする。

⑩ 検査結果の解釈と研究的性格への対応

本検査においては、遺伝子変異のコールや解釈において研究的性格を有する側面が強い。そのため、検査結果の妥当性確認や不具合時の問合せ対応を求める可能性が高い。この観点からも、検査の再委託は望ましくないものとする。

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

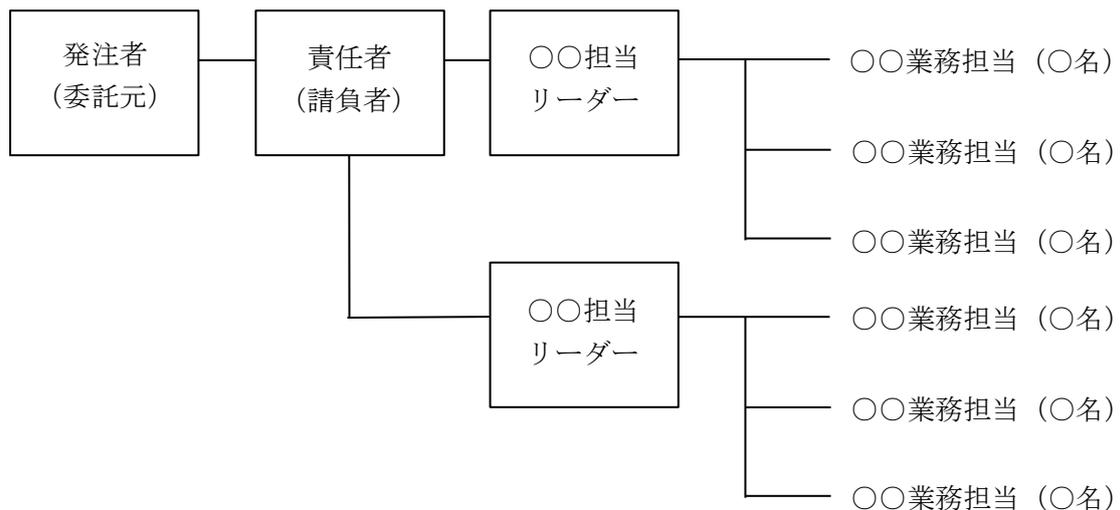
㊞

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）」について、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：  
          役職名：                    氏名：
2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制

(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項  
    ※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。
4. その他必要な事項

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑨

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

## 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者

⑩

「がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の一部を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

### 記

1. 再委託の承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名  
住 所  
名 称  
代表者名
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）  
○○○○○円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）  
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果  
（この場合、その「写し」を添付）  
 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）  
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
7. その他特記事項

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

印

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）」に関して、業務が終了しましたので、契約書第10条第1項第7号の規定に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他

## 請負契約書(案)

件名 がんゲノムプロファイリング検査(造血器腫瘍又は類縁疾患)

請負代金額 金 円也(1件あたり)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負単価に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司(以下「甲」という。)と請負者 ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○(以下「乙」という。)との間において上記の件名(以下「業務」という。)について、上記の代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて善良な管理者の注意をもって、誠実に業務を履行するものとする。

第2条 業務は、国立大学法人筑波大学附属病院において行うものとする。

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、令和9年度診療報酬改定が実施された場合であって、その適用月日が令和9年3月31日以降の場合は、令和9年度診療報酬改定日の前日まで契約期間を自動延長するものとする。

第4条 請負代金は1か月毎に支払うものとし、乙は、当該期間の業務実施件数に請負単価を乗じて得た金額を甲に請求するものとする。甲は業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第5条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

第6条 乙は、故意又は重大な過失により甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。
- (2) 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第9条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し1か月前までに文書をもって通知するものとする。

第10条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）及び筑波大学附属病院の保有する診療に係る個人情報の保護管理に関する細則（平成31年附属病院細則79号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

(1) 乙は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(2) 乙は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で甲に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。

(3) 乙は、事前に甲の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）することができる。この場合において、乙は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

(4) 乙は、前号に基づき甲の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。

(5) 乙は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、甲に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

(6) 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、乙の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに甲に報告するものとする。

(7) 乙は、業務に係る甲側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面で甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、乙に重大な過失があったと認められる場合には、乙は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 甲は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。

4 第1項第3号の規定により乙から再委託を受けた者は、乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。乙は、その旨明記した書面を、乙及び再委託を受けた者との連名で甲に提出するものとする。

5 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

第11条 甲および乙は、自己、自己の役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者または自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 本契約に基づく取引（以下「対象取引」という。）に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲および乙は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

4 甲および乙は、相手方が前三項の規定に違反した場合、本契約の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続およびいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消および対象取引に関するすべての契約の解除をすることができる。

第12条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。

第13条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第14条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第15条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第 16 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。  
この契約書は 2 通作成し、各自 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保 2 丁目 1 番地 1  
国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 平松 祐司 ⑩

乙 【住所】  
【法人等名】  
【代表者等氏名】 ⑩

# 入 札 書

件 名 がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人  
筑 波 大 学 御中

競争加入者  
住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

記載例 1 (代理人が入札する場合)

## 入 札 書

件 名 がんゲノムプロファイリング検査 (造血器腫瘍又は類縁疾患)

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人  
筑 波 大 学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

代理人

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は

代理人 ○ ○ ○ ○ 印

記載例 2 (復代理人が入札する場合)

## 入 札 書

件 名 がんゲノムプロファイリング検査 (造血器腫瘍又は類縁疾患)

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人  
筑 波 大 学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

復代理人 ○ ○ ○ ○ 印

参考例 1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

# 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一の権限を委任します。

記

件名： がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）

- 委任事項
- 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
  - 2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注1）

受任者（代理人）使用印鑑



(注) 1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例1の社員等）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1の支店長等）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。



参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

## 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名： がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患）

- 委任事項
- 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
  - 2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注2）

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 事前に提出する入札書を復代理人（入札書記載例2）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

別 紙

**【参考見積書の提出に係る留意事項】**

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないように、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないように仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書を提出された応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。見積書を提出された応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態もあり得ることから、上記と同様に本学に対する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる事案となり得ることも併せて認識願います。